平成２４年（フ）第１４４１０号
東京都足立区保木間３丁目36―７　第１カワイビル501
破産者　河合　峯子
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５０７号
東京都豊島区上池袋２丁目39番11号　ＴＳパル1001、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿６丁目25番16号
破産者　株式会社ディー・エー・アイ
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５０８号
東京都豊島区上池袋２丁目39―11―1001
破産者　田中　大悟
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２８号
東京都八王子市大塚337番地の18
破産者　有限会社ｓｔｈｒ
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２９号
東京都国立市谷保5962
破産者　佐伯　正男
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３６号
東京都豊島区東池袋１丁目47番１号
破産者　有限会社クレアーレ
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３７号
神奈川県座間市入谷３丁目5791―１―501
破産者　吉沢日出夫
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５４７号
東京都江戸川区西一之江１丁目６番２―307
破産者　有限会社須釜物流
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５５１号
東京都品川区旗の台５丁目20番５号
破産者　有限会社イタヤコレクション
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５７４号
東京都葛飾区四つ木４丁目７―15
破産者　北川　隆子
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６４０号
埼玉県川越市新宿町６丁目２番地10
破産者　株式会社Ｋネットワークス
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６４１号
埼玉県所沢市大字北秋津355―７―303
破産者　金澤　達哉
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６４２号
神奈川県相模原市南区東林間４丁目43番10号
破産者　株式会社コラソン
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６４３号
千葉県船橋市藤原６丁目26―４―103
破産者　島田　　喬
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６４６号
東京都葛飾区西新小岩４丁目35番６号　メゾンＴＤ106、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田小川町２丁目１番７号
破産者　株式会社アスポルツ
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６４７号
東京都葛飾区西新小岩４丁目35―６―106
破産者　岩戸　禎二
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６５４号
茨城県結城郡八千代町大字東原80番地
破産者　有限会社大山新聞店
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６５５号
東京都品川区東品川３丁目18―17―110
破産者　大山　信行
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０２号
茨城県土浦市右籾1296番地
破産者　株式会社神光技建
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７０３号
茨城県土浦市右籾1296
破産者　鶴町幹比古
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部